

(追加提案)

令和4年1月19日

職員の特別休暇等の見直しについて (追加提案)

I 追加提案理由

令和3年12月22日付け「職員の特別休暇の見直しについて (提案)」について、国における非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等 (令和4年4月1日施行予定) を踏まえ、下記のとおり追加の見直しを行う。

II 提案内容 (追加)

[1及び2(1)～(4)については、令和3年12月22日付け提案のとおり]

2 非常勤職員 (会計年度任用職員) の特別休暇

(5) 介護休暇及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。

(6) 子の看護休暇及び短期介護休暇を取得できる対象者に「6月以上の任期が定められているもの」を加える。

3 非常勤職員 (会計年度任用職員) の育児休業

育児休業及び育児部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。

III 実施時期

令和4年4月1日 (予定)